

## ビワコプロダクツラベル利用取扱要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、水環境技術等に係る製品・サービスのブランド化事業におけるビワコプロダクツラベル（以下「ラベル」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (ラベルデザイン)

第2条 ラベルデザインは、別紙「ビワコプロダクツラベル使用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づくものとする。

### (ラベルの利用範囲)

第3条 製品またはサービスを提供する企業等は、水環境技術等に係る製品・サービスのブランド化事業において、ビワコプロダクツとして選定された場合に、本事業の趣旨に沿ってラベルを利用することができる。

### (事務局)

第4条 ラベルの取扱に関する事務は、滋賀県琵琶湖環境部環境政策課において行う。

### (使用時チェックリストの提出)

第5条 ラベルを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、別紙「ビワコプロダクツラベル使用時チェックリスト」を琵琶湖環境部環境政策課に提出することとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で利用する場合。
- (2) 行政機関がビワコプロダクツを説明するための資料を作成する場合。
- (3) その他、環境政策課長が適切と認める場合。

### (ラベルの取得)

第6条 使用者は、ラベルのデータを事務局からの送付により取得する。ただし、取得したラベルのデータは、環境政策課長の許可なく他者へ提供してはならない。

2 ラベルの使用料は、無料とする。

### (ラベルに係る権利)

第7条 ラベルに関する一切の権利は、滋賀県に帰属する。使用者は、ラベルならびにラベルを含む商標および模様等について、商標登録および意匠登録をしてはならない。

### (使用にあたっての注意事項)

第8条 ラベルの利用にあたり、次の各号に掲げる事項は禁止する。

- (1) ラベルの使い方を定めたガイドラインに沿わない使い方。
- (2) 法令および公序良俗に反すると認められる方法で使用する事。
- (3) 宗教的行事、政治活動等のために利用すると認められる方法で使用する事。

- (4) 事業全体または滋賀県の信用または品位を損なうと認められる方法で使用する  
こと。
- (5) 不当な利益を得るおそれがあると認められる方法で使用する  
こと。
- (6) 第三者の利益を害するものと認められる方法で使用する  
こと。
- (7) 使用者が提供する製品やサービスについて、滋賀県が技術や品質、安全性を保証  
していると誤認させる方法で使用する  
こと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境政策課長が不適切であると判断する  
方法で使用する  
こと。

(使用の中止等)

第9条 環境政策課長がビワコプロダクツの選定を取り消す決定を行った場合、使用者はラベルを使用することはできない。

- 2 滋賀県は、ラベルの使用の中止に伴って生じた損害（使用物件の回収等の費用等）について、一切の責任を負わない。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ラベルを使用した活動や商行為等において事故や苦情、トラブルが発生した場合、または使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、使用者は、これに対し全責任を負って必要な措置を講ずるものとし、滋賀県は、使用者に生じる損害について一切の責任を負わない。

- 2 使用者が滋賀県に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(その他)

第11条 本要領に定めるもののほか、ラベルの利用に関して必要な事項は、環境政策課長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、令和3年(2021年)12月1日から適用する。

